

コンプライアンスへの取り組み

J Aなんすん

コンプライアンスとは、企業が企業活動を行うに際して、関係法令等を厳格に遵守することをはじめ、社会規範を全うすることをいいます。

当J Aでは、金融機関の一員としてその社会的責任を果たし、みなさまが安心してご利用できるよう役職員にコンプライアンスの意識づけを徹底し、次のとおりコンプライアンス態勢の確立に努めています。

1. 常勤理事および部長で構成するコンプライアンス委員会を設置し、同委員会を中心とする内部管理体制を構築するとともに、全役職員に守るべき法令や規範を解説した「コンプライアンス・マニュアル」を配布し、研修会等を通じて役職員のコンプライアンス意識の高揚に努めています。
2. 利益相反行為、その他重要な取引については、その都度理事会に付議する等、理事に課せられた忠実義務、善管注意義務を遵守するため、理事相互間のけん制を徹底しています。
3. 監事6名を置き、理事会に出席するとともに、半期ごとに全事業所を対象に厳正な監査を実施し、理事の業務執行の妥当性、適法性を監視しています。
4. 各事業ごとに、法令等に準拠した詳細な事務マニュアルを作成し、研修会等を通じて、担当職員にその遵守を徹底しています。
5. 内部監査室を設置し、事務マニュアルにもとづいた事務処理が行われているかを検証するため、全事業所を対象に年1回以上の監査を実施しています。
6. 賞罰委員会を設置し、法令違反には厳しく対処する体制を整備しています。